最終更新日：2015年6月30日

松本油脂製薬株式会社
代表取締役社長　木村　直樹
問合せ先：取締役管理本部副本部長　山田　正幸
証券コード：4365
http://www.mtmtys.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの基本は法に則った透明な会社運営を行うことによって、経営方針を着実に具現化し、ステークホルダーの利害を調整しつつ、株主利益の最大化と会社の安定した永続性を図ることであると考えております。
当社はコンプライアンスを強く意識し、企業規模に応じた組織を構築することで、迅速かつ適切な経営判断をくだしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
松本興産株式会社	922,156	20.43
松本油脂製薬株式会社	845,014	18.72
松栄産業株式会社	320,569	7.10
木村　直樹	288,247	6.39
有限会社木村	207,900	4.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	135,480	3.00
松本　新太郎	124,690	2.76
岩田　みち子	115,908	2.57
相田　襄治	90,310	2.00
木村　芳樹	86,475	1.92

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳田　登	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳田　登	○	柳田登氏は2012年まで、当社の取引先である株式会社クラレの業務執行者でありましたが、当社売上高に占めるその取引額は、些少であり社外取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。	国内外において化学品事業の企業経営に長年携わってこられた経験と知識を活かし、客観的かつ中立的な立場から、職務を遂行していただけると判断したため、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は必要に応じて監査計画及び監査結果について意見交換を行っており、監査体制の充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三嶋　孝司	他の会社の出身者										△			
叶　智加羅	弁護士										○			
西本　清一	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三嶋　孝司	○	三嶋孝司氏は2012年まで、当社の取引先である東邦テナックス株式会社および帝人グループの業務執行者でありましたが、当社売上高に占めるその取引額は、些少であり社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。	企業経営者として培われた、幅広い知識と経験に基づいた的確な助言と監査をしていただき、客観的かつ中立的な立場から、職務を遂行していただけると判断したため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
叶　智加羅		叶智加羅氏が代表を務める叶法律事務所と当社との間には法律顧問契約がありますが、社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。	弁護士を現任されており、法曹としての知識と経験を、当社経営の監査に反映していただける と判断したため、社外監査役として選任しております。
西本　清一	○	――	化学分野における高度な知識と研究・教育に加えて大学運営に長年携わってこられたその経験を活かし、客観的かつ中立的な立場から、 職務を遂行していただけると判断したため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生 じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

通常の役員報酬の増減をもって、各人の業績に報いております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬　10名　154百万円
監査役に支払った報酬　5名　27百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を含めた監査役の職務を補助する組織を総務部としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、12名(うち社外取締役1名)で構成され、月1回の定例取締役会の開催と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、機動的に意思決定を行っております。また取締役、監査役および部長以上の役職者が原則週1回、全体会議を開催し、経営方針に則った業務執行状況およびコンプライアンスの確認を行っております。なお当社では、急激に変化する経営環境に対応するため、取締役の任期を1年としております。

監査役会は、4名(うち常勤監査役2名)で構成されており、各々常時取締役会に出席するほか、常勤監査役はその他の重要会議にも出席して業務の執行状況を常に監視できる体制をとっております。なお、監査役4名のうち、3名が社外監査役となっております。

内部監査実施のため、監査室(1名)を設けております。なお、監査事項ごとに各々適任者からなるチームを編成し、監査室を補佐しております。また、監査役会と会計監査人は必要に応じて監査計画及び監査結果について意見交換を行っており、監査体制の充実に努めております。

上記の通り、現状の体制をもって、経営監視機能は十分に確保されているものと考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、各分野の専門知識と管理能力に優れている取締役を選任しており、現体制の取締役会にて十分に事業活動の意志決定機関としての機能を果たしていると考えております。
なお、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しており、客観的かつ中立的な立場からの経営監視体制も整えております。
また内部統制システム及びリスク管理体制の整備に万全を期しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	招集通知、事業報告書、中間事業報告書をはじめ、各種プレスリリースを自社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適性を確保するための内部統制システム構築の基本方針を下記のとおり決定する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、法令、定款、社内規程及び社会規範を遵守すべき基本として「松本油脂製薬グループ企業行動規範」を制定し、コンプライアンスを徹底する体制を構築する。コンプライアンス担当取締役は、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握・改善に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのリスク管理については「リスク管理規程」に基づき、松本油脂製薬グループの横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
当社グループ全体の組織横断的リスクへの対応は、当社代表取締役社長を本部長として対策本部を設置し、総務部を事務局として迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる。各部門所管業務に付随するリスクは担当部門がこれにあたり、その状況はすべて取締役会・監査役会及び総務部に報告される。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行については、「組織・業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて、月一回開催される取締役会において決定する。また、必要に応じて臨時取締役会及び代表取締役との打合わせ、並びに取締役を横断する連絡会議において審議し、意志決定のプロセスの効率化・迅速化を図るとともに、定期的な運用状況を検証する体制をとる。

5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正については、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適正なものとし、子会社を担当する取締役は、子会社の法令の遵守並びにリスク管理体制を構築する責任を持つ。子会社は、業務推進状況及び地域社会の様相について随時子会社を担当する取締役に報告し、意思の疎通を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助する使用人は置かないが、監査役の職務を補助する組織として、総務部がこれを担当する。
なお、補助業務に関しては取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は当社グループの目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為、または著しい損害の生じるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告する。
なお、使用人にあっては取締役を経由して報告するものとする。
監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知する。
監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求を行った時は、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等重要な会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係わる重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
監査役会による取締役及び使用人から情報収集の機会及び監査法人との情報交換の機会を確保する。
以　上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求行為に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で対応します。
そのため、反社会的勢力からの不当要求に備え、平素より警察や弁護士、外部関係機関との連携強化を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年5月19日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議し、平成26年6月27日開催の第76回定時株主総会において、承認可決されました。
なお、本プランは、平成23年6月29日開催の当社第73回定時株主総会において株主の皆様のご承認に基づいて継続導入いたしました「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」の内容を一部変更しております。
本プランの詳細につきましては、平成26年5月19日付け当社プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

